

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会専門部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、4市町の合併に必要な事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表のとおりとし、西条市、東予市、丹原町及び小松町の職員をもって充てる。

2 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 3名

2 部会長及び副部会長は、各専門部会の構成員の協議により定めるものとする。

### (役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要に応じて招集するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、会議の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項の要請に応じ会議に出席した者に、費用弁償として3,500円を支給する。ただし、地方公共団体の特別職、一般職及び市町議会議員については、支給しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

専 門 部 会
企 画 部 会
財 務 部 会
総 務 部 会
住 民 部 会
環 境 部 会
福 祉 部 会
産 業 経 済 部 会
都 市 計 画 部 会
建 設 部 会
上 下 水 道 部 会
教 育 部 会
議 会 事 務 局 部 会